

事務連絡
令和2年8月5日

関係各位

(一社) 大阪植物検疫協会

植物防疫法施行規則の一部改正について（植物検疫証明書添付に係る見直し）

当協会の運営に関しまして、平素よりご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

植物を海外から日本へ持ち込む場合、病害虫が植物に付着して日本に侵入することを防ぐために、栽培用に供しない乾燥したうこん、アーモンド、カシューナッツの乾燥した種子等の9品目を除き、全ての植物について、輸出国政府機関が発行する植物検疫証明書(PHYSANITARY CERTIFICATE)を添付して輸入時の植物検査を受ける必要がある旨、植物防疫法に規定されております。農林水産省では、最新の状況に基づき、科学的な根拠に基づくリスク評価が行われ、検疫有害動植物が付着するリスクが低いと判断されたものについて、植物防疫法施行規則の改正が行われ、植物検疫証明書の添付を免除される植物の追加が、令和2年8月5日付けの官報にて公示されましたのでお知らせします。新たに植物検疫証明書の添付が不要となる植物（凍結、乾燥等の一定の加工処理がおこなわれたもの）は別添のとおりです。

ご不明な点がありましたら当協会(06-6574-8258)までお問い合わせくださいますようお願いします。

省令

○農林水産省令第五十五号
植物防疫法（昭和二十五年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月五日
植物防疫法施行規則の一部を改正する省

卷之二

直勅方策法施丁見川の一部を改正する省令

廣林方匯

3 法第九十九条の三第一項第二号の国土交通省令で定める方法は、電気通信回線を使用する方法及び電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式及式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）を配布する方法とする。

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第九十九条の三第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、法第四十一条第一項各号に掲げる装置の性能の変更（軽微な変更（当該変更に係る自動車が道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）に適合することが明白であるものをいう。）を除く。）を行う改造（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに被牽引自動車について行われるもの）を除く。）とする。

2 法第九十九条の三第一項第一号の国土交通省令で定める方法は、電気通信回線を使用する方法とする。

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第九十九条の三第一項第三項第一号、第五項及び第九項並びに第百四条の規定に基づき、並びに同法第九十九条の三の規定を実施するため、自動車の特定改造等の許可に関する省令を次のように定める。

令和二年八月五日

自動車の特定改造等の許可に関する省令

（許可の対象となる行為）

国土交通大臣 赤羽 一嘉

○国土交通省令第六十六号
この省令は、公布の日から施行する。

1

五　凍結されたもの（くるみの核子を除く。）